

第32回 農業委員会総会議事録

平成26年5月29日開会

中標津町農業委員会

平成26年5月29日、第32回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中	村	正	生
2番	笠	原	康	博
3番	房	川	喜	洋
4番	氏	家	康	夫
5番	杉	本	公	也
6番	柴	野	忠	征
7番	滝	本		広
8番	本	田	信	幸
9番	本	田	芳	明
10番	國	見	正	則
11番	久	保	伸	一
12番	小	沼		悟
14番	重	松	秀	光
15番	纒	坂	尚	久
16番	金	刺	健	四郎
17番	安	田		稔
18番	戸	田	重	勝

附議した案件

- 議案第148号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第149号 現況証明願いについて
議案第150号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第151号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第152号 耕地防風林の設置について
報告第98号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第99号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第100号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地係 長	奥 山 正 行
庶務係 長	岩 田 宏
係	本 間 光 代

(開 会 11時02分)

- 議 長 おはようございます。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第三十二回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
3番、房川 喜洋 委員。
4番、氏家 康夫 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2、「会務報告」を、事務局長から報告いたします。
事務局長

- 事務局長 4月23日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
始めに4月28日午後1時30分から、301号会議室におきまして第35回家族協定調印式を開催し、平成25度に経営移譲した3つのご家族にお集まりいただき、農業委員会会長、各農業協同組合長、地区担当農業委員の立会いのもと各々が作成し

た家族協定書に、調印を行ないました。来賓として中標津町長、普及センター北根室支所長のご臨席により、ごあいさつをいただいたところであります。また当日は、農業委員の皆様にもお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次に4月30日午前10時から、平成26年中標津町議会第1回臨時会が開催され、一般会計補正予算案、工事請負契約の締結、町税条例等の一部改正について審議後、可決されております。会長が出席しております。

次に5月10日、農業後継者の結婚祝賀会があり会長が出席しております。

次に5月22日町長室におきまして農地中間管理事業協議が町長から会長への申し出により行われました。

次に、5月27日に北海道農業会議主催により、北海道選出国會議員要請集会在星陵会館で9時15分から開催され、全道から総勢180名が参加し、「TPP交渉に関する要請」「日豪EPAに関する要請」「地域の実態に即した施策の実現等に関する要請」「農業委員会制度・組織改革等に向けた北海道の系統組織意見」を国會議員15名及び議員秘書のご出席を頂き、与党・野党別に行っております。

同日午後12時30分から東京日比谷公会堂を会場として全国農業委員会会長大会が開催され、全国から市町村の農業委員会会長、都道府県農業会議役職員などが参加で行われております。会長、事務局長が出席しております。

大会前に、第6回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式が執り行われ、農林水産大臣賞1団体、農村振興局長賞1団体、全国農業会議所会長特別賞2団体、外21団体が表彰されました。

大会は、主催者あいさつの後、来賓として林農林水産大臣、坂本衆議院農林水産委員長よりあいさつがありました。前年度の会長大会以降の経過並びに情勢についての報告があり、引き続き、議事に入りました。提案・要請決議として、第1号議案、農業・農村の再生に向けた農業委員会制度・組織改革に関する要請決議、第2号議案、基本農政の確立に向けた政策提案決議、第3号議案、TPP交渉における国会決議の絶対遵守を求める要請決議、申し合わせ決議として、第4号議案、農地を活かし、担い手を応援する全国運動の推進に関する申し合わせ決議、第5号議案、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議、特別決議として、第22回農業委員統一選挙に関する特別決議を行い、最後に実行運動として第6号議案、全国農業委員会会長大会実行運動計画が提案され、審議し各々原案のとおり決定されたところであります。

また、大会前日と同日に、根室地方農業委員会連合会と釧路地方農業委員会連合会合同で地元選出国會議員に対し、衆議院議員会館において代議士と面談し独自要請を行っております。

最後に、計根別農協の通常総会が5月28日に開催され、平成26年度事業計画などが審議されております。会長不在のため会長代理が出席しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第99号、「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、地区推進班から報告をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

報告第99号、「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について(1)」について説明致します。30ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号、平成25年4月21日付け中農委5第1号。3、許可地の所在、〇〇〇〇 〇〇〇番〇ほか1筆。4、転用目的、砂利・黒墨採取。5、事業計画の期間、平成25年5月22日から平成26年5月21日まで。6、事業完了年月日、平成26年4月10日。7、完了検査年月日につきましては、平成26年5月19日、第1地区推進班において現地確認をしまして、平成25年度の事業が完了されていたことを確認しております。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から報告をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16番金刺です。

報告第99号の(2)について説明致します。31ページをお開きください。

1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号、平成25年7月25日付け中農委5第4号。3、許可地の所在、〇〇〇〇 〇〇〇番〇ほか1筆。6、事業計画の期間、平成25年8月1日から平成26年7月31日。6、事業完了年月日、平成26年5月7日。7の完了検査年月日につきましては、平成26年5月14日、第3地区推進班において現地確認をしまして、計画どおり整地され良好な状態で完了されていたことを確認しております。

以上報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で、事業完了届についての報告を終わります。

日程4、議案第148号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第148号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、説明致します。3ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、標津町〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積、4,919 m²の内、849 m²。他1筆、合計、畑9,002 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨採取のため。4、転用の期間、平成26年6月26日から平成27年6月25日まで。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂利3,439 m³、黒墨5,639 m³。7、最大切深7.5m。見取り図については別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨採取のため申請があったものであります。申請地につきましては、平成25年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積については9,002 m²となっております。平成26年5月19日、第1地区推進班による現地調査の結果、土木工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺 委員。

金刺委員 16番金刺です。

議案第148号(2)について説明致します。5ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積、25,046 m²の内、14,883 m²。他1筆、合計、畑15,957 m²。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間、平成26年7月1日から平成27年6月30日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂39,120 m³。7、最大切深12.4m。見取り図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。申請地につきましては平成25年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積については15,957 m²となっております。平成26年4月30日、第3地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、諮問致します。

議 長 日程5、議案第149号「現況証明願いについて」を議題に供します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼 委員。

小沼委員 12番小沼です。
議案第149号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。8ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇 〇〇〇番地〇、公簿、原野、面積4,592㎡の内1,179㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況原野。3、申請の理由、砂利採取、農振開発行為申請のため。4、見取図は別紙のとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨採取地の湧水施設、保安区域、搬出路の現況を確認するため申請があったものです。

当該地につきましては、公簿が原野の号線敷地であり、採取地の取付け道路、湧水施設に利用されている状況です。平成26年5月19日、第1地区推進班で現地確認したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺 委員。

金刺委員 16番金刺です。
引き続き議案第149号「現地目証明願いについて」(2)についてご説明致しま

す。10 ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。土地所有者、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、原野、面積 2,078 m²の内 2,059 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況原野。中標津町〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、山林、面積 25,832 m²の内 946 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況山林。3. 申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請書及び農振開発行為申請書添付のため。4 の見取図は別紙のとおりとなっております。

本案件につきましては、砂採取申請に伴い、現況が農地以外の場合は農振開発行為で行うため申請があったものです。

当該地は農業振地域内の農用地区域となっておりますが、農地として利用されたことはなく、公簿が原野、山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成 26 年 4 月 30 日、第 3 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

なお農振開発行為申請については中標津町あて申請していることを確認しております。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 6、報告第 98 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 98 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」事務局よりご説明申し上げます。議案の 27 ページをお開きください。

(1)、1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 58,934 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 4 月 24 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 150 号(3)に関連するもので、現在賃貸借中の農地について、〇〇氏、〇〇氏から合意解約の申し出があり、期間内解約するものであります。

続きまして 28 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町字〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 25,115 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 4 月 24 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 150 号(4)に関連するものであり、現在賃貸借中の農地について、〇〇氏、〇〇氏から合意解約の申し出があり、期間内解約するものであります。

以上報告致します。

議長 以上で報告を終わります。

日程 7、議案第 150 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1 番中村です。

上程になりました議案第 150 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明致します。12 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積 11,123 m²ほか 4 筆、合計 97,514 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い再設定するもの。借主、期間満了に伴い再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 390,000 円。7、資金調達方法、自己資金 390,000 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m²、合計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
 (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 2 番笠原です。
 議案第 150 号 (2) について説明致します。15 ページをお開きください。
 (2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、東京都〇〇〇〇、〇〇〇〇、
 〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、
 〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,785 m²、利用状況、牧草畑。
 2、許可を受けようとする事由、貸主、期間満了に伴い再設定するもの。借主、期間
 満了に伴い再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、
 利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで。
 6、価格、年 95,000 円。7、資金調達方法、自己資金 95,000 円。8、借主の経営状
 況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇m²、合計〇〇
 〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。見取図は別紙の
 とおりです。
 この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので
 あり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た
 しているものと判断致しました。
 以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
 (3) と (4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16 番金刺です。
 議案第 150 号 (3) (4) について説明致します。17 ページをお開きください。
 (3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、
 〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表
 示、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 58,934 m²、利用状況、牧草
 畑。3、許可を受けようとする事由、譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲
 渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内
 容、所有権の移転。5、価格、4,184,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化
 資金 4,100,000 円、自己資金 84,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者
 〇人、経営地、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、合計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇
 〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっ
 ております。
 この案件につきましては、〇〇氏より、〇〇氏に賃貸していた農地について、合意

解約の申入れがなされたことから、近隣農家へ譲渡したい旨申し出があったもので、地区内調整により〇〇氏へ譲渡する事となったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

続きまして19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 25,115 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,205,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金 1,200,000 円、自己資金 5,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、合計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、現在賃貸借している農地について、所有者である〇〇氏から現使用者へ売り渡す旨の申し出があり、協議の結果、現在の利用者に売渡することに決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)と(4)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第151号農地法第六条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇〇〇委員退席)

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第151号「農地法第六条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件

の確認について」説明致します。22 ページをお開きください。

平成 26 年度分といたしまして、〇〇〇〇の提出がありました。平成 26 年 4 月 23 日に受理した報告書でございまして、記載のとおり、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本件は、承認されました

日程 9、 議案第 1 5 2 号、「耕地防風林の設置について」を議題に供します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5 番杉本です。

上程になりました議案第 1 5 2 号について説明致します。24 ページをお開きください。

届出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。1、耕地防風林等設置の理由、防風・防雪のため。2、耕地防風林等を設置する農地の地番、地積。〇〇〇〇 〇〇〇番〇、33,448 m²。3、耕地防風林等設置面積、3,752 m²。4、耕地防風林等の幅員及び長さ、幅員 14m、長さ 268m。5、耕地防風林の樹種、ハルニレ 900 本。6、工期、事業着手平成 26 年 6 月 9 日、事業完了平成 28 年 6 月 15 日、施工者、〇〇〇〇。8、位置図につきましては下記および 25 ページに記載されております。

この件につきましては、防風、防雪のため届出があったものです。平成 26 年 5 月 8 日、第 5 地区推進班による現地調査の結果、耕地防風林の林帯幅は原則 10m 以内であるが、特に風の強い箇所であり防風のため幅員の 14m は止むを得ないものと判断したものであります。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇〇〇委員着席)

〇〇〇〇委員に申し上げます。議案第151号と第152号については原案のとおり可決されました。

日程10、報告第100号、「農地法第五条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第100号、「農地法第五条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。33ページをお開きください。

許可日、平成26年4月25日付。(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積61,079㎡の内19,118㎡ほか1筆、合計19,994㎡。3、許可期間は平成26年5月1日から平成27年4月30日となっております。

34ページをお開きください。

許可日、平成26年4月25日付。(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,559㎡の内6,983㎡ほか2筆、合計13,101㎡。3、許可期間は平成26年5月1日から永年となっております。

以上報告致します。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第32回総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

(閉会 11時35分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月3日

会 長 安 田 稔

3 番 房 川 喜 洋

4 番 氏 家 康 夫